

第15回さいたま市自治基本条例検討委員会

次 第

平成23年2月28日（月）午後6時45分～  
大宮区役所南館301会議室

1 開 会

2 議題

(1) 中間報告（たたき台）について

3 その他

4 閉会

【配付資料】

次第

資料1

中間報告（たたき台）

※（6）地域コミュニティ・区

（7）条例の運用等

参考資料1

中間報告（たたき台）に対する主な所管課（室）からの修正意見等

## さいたま市自治基本条例検討委員会

### 中間報告（たたき台）

- ※（６）地域コミュニティ・区
- （７）条例の運用等

#### 構成（案）

- ・ 表紙
  - ・ 目次
  - ・ はじめに（中間報告書の作成に当たって）
  - 1. 中間報告の基本的な考え方
    - （１）なぜ自治基本条例が必要とされるのでしょうか
    - （２）めざすまちの姿と自治基本条例
    - （３）さいたま市自治基本条例の目指す方向性（性格・特徴）
    - （４）条例案骨子（中間報告）の構成図（イメージ）
  - 2. 条例案骨子、考え方・解説など
  - 3. 資料編
    - ・ 自治基本条例検討委員会設置要綱
    - ・ 自治基本条例検討委員会名簿
    - ・ 検討委員会の検討経過
    - ・ 条例の基本コンセプト
    - ・ 広報チラシ
- など

## (6) 地域コミュニティ・区

### ① 身近なコミュニティ

#### 【条例案骨子】

##### ● (地域コミュニティ)

- ・ 市民は、暮らしやすい地域社会を形成するために、地域コミュニティを基盤とする自治会等の活動を通じて、地域の身近な課題の解決に協力して取り組むよう努めるものとする。
- ・ 自治会等、事業者、市民活動団体など地域において活動する主体は、地域の身近な課題の解決に向けて、相互に連携するよう努めるものとする。
- ・ 市長等は、地域において活動する主体の自主性及び自律性に配慮しながら、その活動に対して、必要な支援を行うものとする。

#### 【考え方・解説】

- ・ 地域で解決できることは地域で解決するという「補完性の原理」を基本的な考え方とします。
- ・ 地域コミュニティを基盤とする自治会、自主防犯組織、PTA等の組織は市民自治を進める上で最も重要な主体です。
- ・ 市民は自治会等の活動を通じて、地域における課題解決に協力して取り組むよう努めることが必要です。
- ・ また、地域課題に取り組んでいくためには、自治会等が単独で取り組むだけではなく、その地域に関係する事業者や市民活動団体など他の主体の協力が必要と考えます。
- ・ 市長等には、地域において活動する主体が地域の身近な課題解決のために行う活動に対して、情報や活動の場の提供、人材や資金の提供、地域内外にわたる活動の調整等、活動の円滑化等に必要な支援を行うことが求められます。
- ・ また、市長等がこれらの支援を行う際には、各主体の自主性及び自律性に配慮することが必要です。

#### 【検討課題】

- ・ 「地域コミュニティ」をどのように定義するか。(上記は、「身近な生活の場となる地域を構成する住民の集合体」という意味で使用しているが、自治会、企業、団体などを含めることも考えられる。)

#### 【市民や団体等からの主な意見】

- ・ (市民) 自治会は地域コミュニティの最も重要な主体だが、地域社会をめぐる状況変化に伴い、課題が生じているところもあり、従来からの役割を果たすことが難しくなりつつある。
- ・ (市民) 企業の地域協力が望まれる。若い人の参加が望まれる。
- ・ (市民) 幅広い地域活動の拠点として、公民館の機能拡充が望まれる。
- ・ (団体) 自治会は市から依頼される仕事などで忙しく、新たな課題に取り組む余裕があまりない。
- ・ (団体) 防犯、防災、高齢化問題等、地域で取り組むべきさまざまな課題がある。

- ・（団体）さまざまな行政管轄区域が錯綜していて、円滑な自治会活動の支障になっている。
- ・（市長）どのように規定するかという難しさがあるが、市民の組織として、法律では規定されていないが自治会がある。市政については非常に大きな、そして影響力のある、協力的な団体だ。例えば、自治会などの既存の組織の役割をどう規定していくのか、あるいは盛り込まないのか、これについても検討が必要と考える。
- ・（市長）核家族化、都市化が進み、コミュニティや家族のあり方が大きく変化している時だからこそ、地域コミュニティの再生が大変重要である。
- ・（市長）本市の場合は、自治会がかなり多くの役割を果たしているし、行政に対して協力的に対応していただいている。ただ、組織率が低下しており、自治会だけではない、補完的なコミュニティを創造することが必要ではないか。例えば、学校を中心として自治会、PTA、ボランティア団体も加わって、コミュニティが形成される。そういう機能を増やし、高めていくことが必要である。しかし実際にその仕組みを動かすには、いくつかのプロセスを踏む必要がある。
- ・（市長）自治会への加入促進については、自治会加入が義務化されていないため、私たちは促すことしかできないが全面的に協力してやっていきたい。

## ② 区のあり方

### 【条例案骨子】

- (区役所の役割・責務)
  - ・ 区役所は、**区民**の生活に密着した行政サービスを効率的、効果的かつ総合的に行うよう努めるものとする。
  - ・ 区役所は、地域の問題を受け止める身近な窓口として、また、**区民**（区内で居住あるいは活動する多様な主体をいう。以下同じ。）による地域のまちづくりの調整・まとめ役として機能し、地域の問題について**区民**とともに、また、本庁組織と連携して解決を図るなどして、地域の特色を生かした個性あるまちづくりを推進する。
  - ・ そのために、**区民**の生活に関わる様々な情報の収集及び発信を進め、**区民**の区政への参加及び協働を促し、**区民**の様々な活動の支援を通して、**区民**の主体的なまちづくりの推進に努めるものとする。
- (区長の役割・責務)
  - ・ 区長は、その権限と責任のもと、市政及び区政の方針に基づき、中長期的な視点に立って、リーダーシップを発揮しながら、公正、公平に、かつ迅速に、**区民**のための区政を行うものとする。
- (区民会議)
  - ・ **区民**が主体となって区のまちづくりの課題について協議し、区長に提言を行うため、各区に区民会議を設置する。
  - ・ 区民会議は、区内で居住または活動する多様な主体の代表で構成する。また、区職員が参加し、行政の立場からの提案、助言等を行う。
  - ・ **市長**及び区長は、区のまちづくりの推進のために、区民会議の提言を尊重するものとする。

### 【考え方・解説】

- ・ 地方分権が進み、また**市民**のニーズも多様化する中で、より**市民**に近いところで市政を運営した方が効果的なまちづくりが実現できる時代となってきています。
- ・ その意味で、今後、区役所の重要性は益々高まっていくことが予想され、その基本的な役割と責務、また、その責任者である区長の役割と責務を明確にすることが必要と考えます。
- ・ そして、区役所や区長がその役割を十分に果たすことができるよう、**市長**は、状況に応じて区役所への業務の移管や予算、組織・人員面での対応などを行っていくことが大切です。
- ・ 区役所の役割・責務については、「区役所のあり方に関する検討報告書」（平成 22 年 12 月／さいたま市区役所のあり方検討委員会）を参考にしましたが、特に、地域の問題を総合的に受け止め、**区民**とともに解決を図り、**区民**主体のまちづくりを通じて、地域の個性を生かした特色ある魅力的な区の実現につなげていくことが重要と考えます。
- ・ 中でも、**区民**主体のまちづくりに関しては、各区役所は人口や面積などの面において、市民参加、協働の取組が進められやすいという強みを生かし、**区民**による地域のまちづくりの調整・まとめ役として、**区民**の生活に関する総合的な相談窓口の設置、**区民**の地域活動に関する情報交換の場の設置、活動の機会や場の提供、活動資金の助成等、必要な支援を行うことが求められます。
- ・ 区長は、区役所の責任者として、**市長**から付与された権限と責任を全うするため、中長期的な視点に立ち、積極的に**区民**のための区政を推進することが求められます。

- ・ また、区長は、他の区役所や他の地方自治体（政令指定都市の区役所など）の取組を学び、区政に積極的に生かしていく努力も必要と考えます。
- ・ 区民会議については、「本市における今後の区民会議・コミュニティ会議のあり方について（答申）」（平成 22 年 6 月／さいたま市市民活動推進委員会）を参考にしましたが、市民自治のための重要な仕組みの一つであり、その基本的な役割、あり方をこの条例に位置付けることが必要で、その構成や具体的な運営等については、区の自主性に委ねることが大切と考えます。

### 【市民や団体等からの主な意見】

- ・ （市民）大きな視野から見た市のまちづくりと同時に、下からの盛り上がりとしての区のまちづくりというものがある。その観点から条例の中に区を位置づけてほしい。
- ・ （市民）区役所に分散されている事務を統廃合することによって効率性が向上し、利便性が整うということであれば、分割損が出ないような方策も考えるべき。
- ・ （市民）区民会議をはじめとする区民の様々な提案、提言を生かせる仕組みやまちづくりのためのネットワークづくりを条例に入れてもらいたい。
- ・ （市民）区の様々なたちが声を出して、共有できるような掲示板等を考えてほしい。
- ・ （市民）区長はもっと若手を登用し、任期は3年、少なくとも2年は続けるようにすべき。
- ・ （市民）タウンミーティングなど、自治に最も近い区役所が飛び越されて、本庁が直接行うような仕組みは疑問に感じる。
- ・ （市民）分権の流れの中で、国から県や市へ、市から区へということをやるべき。
- ・ （市民）区役所、区長の役割を強化していくべき。
- ・ （団体）区役所による市民のまちづくりのバックアップが必要。
- ・ （団体）合併して市役所が遠くなった。区と市の役割がよく分からない。
- ・ （団体）各区がバラバラ。基本的な施策は統一したうえでの独自性を。
- ・ （団体）区が行っている事業について、本庁職員が理解していない場合がある。
- ・ （団体）区単位で、区内で活動する市民の出会いの場、情報交換の場をつくることが重要。
- ・ （団体）区民会議について、市民が発想し必要なニーズの調査や企画を行う、という市民視点での取組が必要になると考えている。
- ・ （団体）新しくつくられる「市民活動ネットワーク」と区民会議が連携する場をどうつくっていくか。これが今後の大きな課題だと考えている。
- ・ （団体）区民会議は区民が自分たちの地域づくりに参加でき、提言し、実現できる大事な場だと感じている。それが、ただ諮問機関になると意味が違ってくる。
- ・ （団体）人が育つ場として区民会議の意義を感じており、この点も条例で盛り込んでほしい。
- ・ （団体）区民会議で複数の分野にまたがる提言を行うとき、区長の権限では足りないことがある。
- ・ （団体）区民会議の側からの提案もできるような仕組みにしておくべき。
- ・ （団体）区長で解決できない場合には、市全体として取り組むということを条例に入れてほしい。
- ・ （市長）区全体としてサービスを平準化すべきものがある一方で、区の特徴を出すべき分野もある。これについては、市民と協働していく中で、あるいは議論する中で、区の権限を増やしていく必要があるのではないか。

## （7）条例の運用等

### ① 条例の運用（実効性の確保）

#### 【条例案骨子】

##### ●（実効性の確保）

- ・ **市長等**は、市民自治の推進を図るため、この条例の啓発、運用状況の調査、実績の評価、必要な改善の検討等を**市民**が参加して行う仕組みを設けるものとする。
- ・ 議会及び**市長等**は、この条例について、**市民**の理解が進むよう、**市民**への啓発に努めるものとする。

##### ●（条例の見直し）

- ・ 議会及び**市長等**は、社会経済情勢、この条例の運用状況等を勘案し、適宜見直しを行うものとする。
- ・ 議会及び**市長等**は、この条例の見直しに当たっては、市民参加により行うものとする。

#### 【考え方・解説】

- ・ 自治基本条例が**まちづくり**の規範となる価値ある羅針盤になるには、条例制定後の運用が大きな課題となる。この条例が有名無実の規範にならないようにするには、条例を生きたものにする努力とそれを支え発展させる仕組みが大切です。
- ・ **市民**に対しては、この条例の理解が進むよう、第一に周知及び啓発の取組が必要と考えます。
- ・ この条例は、市における基本的な条例として安定性が求められる一方で、社会経済情勢、市民活動の状況、**市民**、議会、**市長等**の意識の変化に適合し、自治基本条例の実効性を確保するためには、適宜見直しを行い、必要な改正を行って、条例の内容を充実していくことが必要と考えます。

#### 【検討課題】

##### （論点）

- ・ 自治基本条例の運用、検証、見直しをどのように行っていくのかを、条例全体を見て検討した上で、仕組みや体制を考える必要があります。  
＜例＞・運用（行動）計画の策定
  - ・ **市民**、議会、**市長等**から構成される運用等の委員会の設置
  - ・（上記委員会による）市民自治に関する白書（取組の事例集など）の発行
  - ・ 定期的な見直しの検討の義務付け
- ※ 自治基本条例が理念的なものとなる場合には、条例と現実とのギャップが大きい点が課題となる。運用委員会を設置した場合には、条例の普及活動や具体的な制度の提案等を行う事例が多く、条例全体を俯瞰することが難しい。
- ・ 条例改正の手続き（特定の機関への諮問、答申、答申の尊重等）を定めておく必要があるか否か。
- ・ 市民自治を推進する仕組みとして、特定の組織の設置まで踏み込んで記述できるか。
- ・ 市民自治を推進する仕組みには**市民**代表だけではなく、議会、**市長等**も参加することが望ましいが、どういう形での参加が可能か。

### 【市民や団体等からの主な意見】

- ・（市民）条例の効果を上げる後押しとして、オンブズマン制度もあっていいのではないか。
- ・（市民）時代の社会情勢によって、法律の考え方は変化するので、1回決めた後で、それを改正する手順がなかなかとれないと、住民にとっては良い法律でなくなってくる。
- ・（市民）条例を制定することに意義があるわけではなく、いかに活用できるかが重要である。
- ・（市民）自治基本条例の制定により、具体的な取組みとして現われてこないという意味がないと思う。
- ・（団体）市民が自治基本条例の運用を評価する仕組みが必要。
- ・（団体）条例は必要に応じて見直していくべき。
- ・（議員）本来、基本条例とは高度の安定性が求められるが、市行政や議会を取り巻く環境が変化していく中で適応性、可変性も欠くことはできない。目的は市民福祉の向上と市の健全な発展である。
- ・（議員）機構上、市長の附属機関とすると議会が参加するのは難しいが、純然たる第三者機関であれば、議員が参画できるのではないか。ただ、それがどういった位置付けの組織か、ということとは検討が必要。
- ・（市長）条例というのは、それができるとすべてがバラ色になるとか、一度にすべてが劇的に変わるというものではない。条例とはあくまで目指すべき方向性、ルール、取り決めだ。しかし、その条例を私たちがどう捉えるか、どう活用するか、条例にどう魂を入れていくか、ということが重要だ。この条例をつくるプロセス、あるいはつくった後の活用が、大変重要になってくる。



中間報告（たたき台）に対する主な所管課（室）からの修正意見等

（6）地域コミュニティ・区 ①身近なコミュニティ

（市民・スポーツ文化局）コミュニティ課

中間報告（たたき台）	修正理由
<p><b>【条例案骨子】</b></p> <p>●（地域コミュニティ）</p> <p>1 市民は、暮らしやすい地域社会を形成するために、地域コミュニティを基盤とする自治会等の活動を通じて、地域の身近な課題の解決に協力して取り組むよう努めるものとする。</p> <p>2 自治会等、事業者、市民活動団体など地域において活動する主体は、地域の身近な課題の解決に向けて、相互に連携するよう努めるものとする。</p> <p>3 市長等は、地域において活動する主体の自主性及び自律性に配慮しながら、その活動に対して、必要な支援を行うものとする。</p> <p><b>【考え方・解説】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域で解決できることは地域で解決するという「補完性の原理」を基本的な考え方とします。</li> <li>地域コミュニティを基盤とする自治会、自主防犯組織、PTA等の組織は市民自治を進める上で最も重要な主体です。</li> <li>市民は自治会等の活動を通じて、地域における課題解決に協力して取り組むよう努めることが必要です。</li> <li>また、地域課題に取り組んでいくためには、自治会等が単独で取り組むだけでなく、その地域に関する事業者や市民活動団体など他の主体の協力が必要と考えます。</li> <li>市長等には、地域において活動する主体が地域の身近な課題解決のために行う活動に対して、情報や活動の場の提供、人材や資金の提供、地域内外にわたる活動の調整等、活動の円滑化等に必要な支援を行うことが求められます。</li> <li>また、市長等がこれらの支援を行う際には、各主体の自主性及び自律性に配慮することが必要です。</li> </ul>	<p>（さいたま市市民活動及び協働の推進条例（以下「条例」））</p> <p>1 条例第5条で、市民は「自発的に市民活動に参加し、又は協力するよう努めるものとする。」されているため、「地域コミュニティを基盤とする自治会等の活動を通じて」の部分は、「自発的に市民活動に参加し、又は協力し」が望ましいと考えます。</p> <p>2 条例第2条（3）の市民活動団体の定義に、「市民の自由な意思に基づいて自律的に市民活動を行う団体をいう」とされており、市民活動団体が相互に連携することについて努力規定を設けることは、望ましくないと考えます。</p> <p>連携に対する行政の支援は必要ですが、3の内容に含まれると考えます。</p>

中間報告（たたき台）に対する主な所管課（室）からの修正意見等

(6) 地域コミュニティ・区 ②区のあり方

(市民・スポーツ文化局) コミュニティ課

中間報告（たたき台）	修正理由
<p><b>【条例案骨子】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●（区役所の役割・責務） <ul style="list-style-type: none"> <li>区役所は、<b>区民</b>の生活に密着した行政サービスを効率的、効果的かつ総合的に行うよう努めるものとする。</li> <li>区役所は、地域の問題を受け止める身近な窓口として、また、<b>区民</b>（区内で居住あるいは活動する多様な主体をいう。以下同じ。）による地域のまちづくりの調整・まとめ役として機能し、地域の問題について<b>区民</b>とともに、また、本庁組織と連携して解決を図るなどして、地域の特色を生かした個性あるまちづくりを推進する。</li> <li>そのために、<b>区民</b>の生活に関わる様々な情報の収集及び発信を進め、<b>区民</b>の区政への参加及び協働を促し、<b>区民</b>の様々な活動の支援を通して、<b>区民</b>の主体的なまちづくりの推進に努めるものとする。</li> </ul> </li> <li>●（区長の役割・責務） <ul style="list-style-type: none"> <li>区長は、その権限と責任のもと、市政及び区政の方針に基づき、中長期的な視点に立って、リーダーシップを発揮しながら、公正、公平に、かつ迅速に、<b>区民</b>のための区政を行うものとする。</li> </ul> </li> <li>●（区民会議） <ul style="list-style-type: none"> <li><b>区民</b>が主体となって<u>区のまちづくりの諸課題</u>について協議し、区長に提言を行うため、各区に区民会議を設置する。</li> <li>区民会議は、区内で居住または活動する多様な主体の代表で構成する。また、<u>区職員が参加し、行政の立場からの提案、助言等を行う。</u></li> <li><b>市長</b>及び区長は、区のまちづくりの推進のために、区民会議の提言を尊重するものとする。</li> </ul> </li> </ul> <p><b>【考え方・解説】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地方分権が進み、また<b>市民</b>のニーズも多様化する中で、より<b>市民</b>に近いところで市政を運営した方が効果的なまちづくりが実現できる時代となってきています。</li> <li>その意味で、今後、区役所の重要性は益々高まっていくことが予想され、その基本的な役割と責務、また、その責任者である区長の役割と責務を明確にすることが必要と考えます。</li> <li>そして、区役所や区長がその役割を十分に果たすことができるよう、市長は、状況に応じて区役所への業務の移管や予算、組織・人員面での対応などを行っていくことが大切です。</li> <li>区役所の役割・責務については、「区役所のあり方に関する検討報告書」（平成22年12月／さいたま市区役所のあり方検討委員会）を参考にしましたが、特に、地域の問題を総合的に受け止め、<b>区民</b>とともに解決を図り、<b>区民</b>主体のまちづくりを通じて、地域の個性を生かした特色ある魅力的な区の実現につなげていくことが重要と考えます。</li> <li>中でも、<b>区民</b>主体のまちづくりに関しては、各区役所は人口や面積などの面において、市民参加、協働の取組が進められやすいという強みを生かし、<b>区民</b>による地域のまちづくりの調整・まとめ役として、<b>区民</b>の生活に関する総合的な相談窓口の設置、<b>区民</b>の地域活動に関する情報交換の場の設置、活動の機会や場の提供、活動資金の助成等、必要な支援を行うことが求められます。</li> <li>区長は、区役所の責任者として、<b>市長</b>から付与された権限と責任を全うするため、中長期的な視点に立ち、積極的に<b>区民</b>のための区政を推進することが求められます。</li> <li>また、区長は、他の区役所や他の地方自治体（政令指定都市の区役所など）の取組を学び、区政に積極的に生かしていく努力も必要と考えます。</li> <li>区民会議については、「本市における今後の区民会議・コミュニティ会議のあり方について（答申）」（平成22年6月／さいたま市市民活動推進委員会）を参考にしましたが、市民自治のための重要な仕組みの一つであり、その基本的な役割、あり方をこの条例に位置付けることが必要で、その構成や具体的な運営等については、区の自主性に委ねることが大切と考えます。</li> </ul>	<p>コミュニティ課：区民会議を所管（区役所のあり方については所管外）</p> <p>（区民会議及び市民活動ネットワークに関わる基本方針（以下「基本方針」）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「区のまちづくりの諸課題」についての部分は、まちづくりに限定するのではなく、区の諸課題や事業についての協議も想定されることから「区の諸課題等」が望ましいと考えます。</li> <li>区職員の参加については、基本方針で規定しております。区職員は行政の立場で助言することとしておりますが、提案することとはしておりません。なお、運営等については、基本方針に規定しておりますので、自治基本条例では基本理念を定める条文とすることが望ましいと考えます。</li> </ul>

中間報告（たたき台）に対する主な所管課（室）からの修正意見等

（４）市長・職員の役割と責務 ②職員の役割・責務

（総務局）人事課

中間報告（たたき台）	修正理由
<p><b>【条例案骨子】</b></p> <p>●（職員の役割・責務）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職員は、法令等を遵守するとともに、市政の運営に携わり、<b>市民</b>とともに市民自治を推進する立場であることを自覚し、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。</li> <li>職員は、<b>市民</b>の信頼と期待にこたえ、<del>市民が満足を得</del>ることができるよう、常に能力の向上に努めなければならない。</li> </ul> <p><b>【考え方・解説】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職員は、議会や<b>市長等</b>を補助する者ですが、単に命令に従うだけでなく、市政の運営に携わり、市民自治を推進する立場であるという自覚を持って、職務を遂行することが必要です。この条例では、「市長等」を市長その他の執行機関と定義していますが、職員も市長等と一体のものとして、この条例に基づき、責任を持って職務に取り組まなければなりません。</li> <li>行政機関は様々な公権力を持っており、職員は、自らの言動が<b>市民</b>にとっては市を代表しているものであることを十分に認識して、法令を遵守し、全体の奉仕者として適正に事務を遂行するとともに、<b>市民</b>に対して誠実に対応しなければなりません。</li> <li>また、職員は、市民自治の推進という観点からみれば、市民に対して全体的な視野から情報提供や助言を行う存在であると考えます。</li> <li>職員には、自ら発信しない、発信できない<b>市民</b>もいることを視野に入れつつ、幅広く<b>市民</b>の意見や要望を汲み取り、それをいかに市政に反映させるか、創意工夫が求められます。また、そのために、職員自身が市民との対話の場に参加するなど、市民自治への積極的参加が望まれます。</li> <li>職員に求められる能力については、職務を適正に遂行する能力や、地方分権時代における政策形成能力はもとより、区や地域コミュニティの役割が重要視される中で、<b>市民</b>の要望等に対して誠実に対応するコミュニケーション能力や、市民自治を推進する上で、市、各区、地域コミュニティの人的、社会的資源を柔軟に活用するコーディネート能力が今後一層重要となると考えます。</li> </ul>	<p>■ 修正①：「職員は、法令等を～」に修正。 (理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地方公務員法第32条において、「職員はその職務を遂行するに当たって、法令、<u>条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従わなければならない</u>」と規定されており、法令等に従う義務が課せられているため、「等」を追加。</li> </ul> <p>■ 修正②：「職員は、市民の信頼と期待にこたえ、<del>市民が満足を得</del>ることができるよう、常に能力の向上に努めなければならない。」に修正。 (理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政需要が複雑・多様化する中で、職員は、市民の信頼にこたえるだけでなく、市民の意見や要望をより積極的に汲み取り、市民の期待にもこたえていくことが必要であるため、「期待」を追加。</li> <li>行政庁の行う処分には、市民に対し、義務を課し又はその権利を制限する不利益処分もあり、能力向上の目的として「市民満足の獲得」が馴染まない分野も存在するため、「市民が満足を得る」を削除。ただし、市民の信頼と期待にこたえることは、市民満足にもつながることであり、市民満足の獲得を目的としないという意味での削除ではない。</li> <li>能力向上の努力は、一時的なものではなく、継続的に行っていくべきものであるため、「常に」を追加。</li> </ul>

中間報告（たたき台）に対する主な所管課（室）からの修正意見等

(4) 市長・職員の役割と責務 ②職員の役割・責務

(総務局) 人材育成課

中間報告（たたき台）	修正理由
<p><b>【条例案骨子】</b></p> <p>●（職員の役割・責務）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職員は、法令を遵守するとともに、市政の運営に携わり、<b>市民</b>とともに市民自治を推進する立場であることを自覚し、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。</li> <li>職員は、<b>市民</b>の信頼にこたえ、<del>市民が満足を得る</del><u>満足度を高める</u>ことができるよう、能力の向上に努めなければならない。</li> </ul> <p><b>【考え方・解説】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職員は、議会や<b>市長等</b>を補助する者ですが、単に命令に従うだけでなく、市政の運営に携わり、市民自治を推進する立場であるという自覚を持って、職務を遂行することが必要です。この条例では、「市長等」を市長その他の執行機関と定義していますが、職員も市長等と一体のものとして、この条例に基づき、責任を持って職務に取り組まなければなりません。</li> <li>行政機関は様々な公権力を持っており、職員は、自らの言動が<b>市民にとっては</b>市を代表しているものであることを十分に認識して、法令を遵守し、全体の奉仕者として適正に事務を遂行するとともに、<b>市民に対して</b>誠実に対応しなければなりません。</li> <li>また、職員は、市民自治の推進という観点からみれば、市民に対して<del>全体的な視野から</del><u>広く</u>情報提供や助言を行う<del>存在で</del><u>立場にある</u>と考えます。</li> <li>職員には、<del>自ら発信しない、発信できない</del><u>市民もいること</u>全ての市民を視野に入れつつ、幅広く<b>市民</b>の意見や要望を汲み取り、それをいかに市政に反映させるか、創意工夫が求められます。また、<del>そのために、職員が自身から</del>市民との対話の場に参加するなど、市民自治への積極的参加が望まれます。</li> <li>職員に求められる能力<del>については</del>としては、職務を適正に遂行する能力<del>や</del><u>はもとより</u>、地方分権時代における政策形成能力<del>はもとより、区や地域コミュニティや</del>法務能力、また、市民との協働や新しい公共の役割が<b>重要視される</b>となる中で、<b>市民の</b><del>要望等に対して誠実に対応する</del>との信頼関係を築いていくためのコミュニケーション能力や、<del>市民自治を推進する上で、市、各区、地域コミュニティの</del>人的、社会的資源を柔軟に活用<del>する</del><u>していくための</u>コーディネート能力等が今後一層重要となる<del>と</del><u>考えます</u>。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員が主語であるため、「市民が」を「市民の」として、文章の流れから「満足度を高める」の表現に修正しました。</li> <li>「市民にとっては」と限定する意味が薄いと考え削除しました。</li> <li>「対して」と「対応」は意味合いが重複しているため削除しました。</li> <li>「全体的な視野」が分かりづらいので「広く」に修正しました。</li> <li>「存在」より「立場」の方が一般的な表現だと思います。</li> <li>「考えます」ではなく、断定した方が良いと考え修正しました。</li> <li>「自ら・・・市民もいること」と敢えて限定する必要がないと考え「全ての市民」に修正しました。</li> <li>「そのために」は無くても意味が通じるため削除しました。</li> <li>「職員が自ら」とした方が積極的参加とのバランスが取れると思います。</li> <li>「能力については」では、「能力」を説明する表現になりますので、「能力としては」として、その後個別の能力を並列する文章に変更しました。</li> <li>「職務を適正に遂行する能力」は基本的な能力なので、「はもとより」で繋ぎ、更に求められる能力を記述しました。</li> <li>地方分権の時代には法務能力も重要であると考え追記しました。</li> <li>「区や地域コミュニティ」、「市、各区、地域コミュニティ」の表現が重複して、長文になるので、短い文章に変更しました。</li> <li>「重要視される」では主体が不明確なので「重要となる」に修正しました。</li> <li>「市民の要望に対して誠実に対応する」より、「市民との信頼関係を築いていくための」の方がコミュニケーション能力の説明に相応しいと思います。</li> <li>「築いていくため」に合わせ「活用する」を「活用していく」に修正しました。</li> <li>職員に求められる能力を限定するのは困難なので「等」を加えました。</li> </ul>